

4. 児童加算分 世帯に18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の世帯員

氏 名	生年月日

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 基準日(令和6年12月13日)において世帯全員がつくばみらい市に住民登録があり、かつ令和6年度住民税が非課税の世帯です。

② 令和6年1月1日時点において、世帯員全員が日本国内に住民登録があり、日本国内のいずれかの自治体において令和6年度住民税情報が確認できます。

③ 世帯全員が、令和6年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
※税法上の扶養関係について、扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等、ご家族に確認をお願いします。

④ 世帯の中に、令和6年度住民税が課税されている者及び令和6年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

⑤ 世帯の中に、租税条約により令和6年度住民税の課税を免除された者はいません。

⑥ つくばみらい市および他自治体で当給付金を受給していません。

⑦ 児童加算分の給付金については、基準日(令和6年12月13日)において、18歳以下の世帯員(平成18年4月2日以降生まれ)を扶養しています(生計が同一です)。ただし、令和6年12月14日以降に出生した児童については、申請日時点において、18歳以下の世帯員(平成18年4月2日以降生まれ)を扶養しています(生計が同一です)。

⑧ つくばみらい市が支給決定をした後、口座凍結等の事由により支給できない場合や添付書類の不足等により支給処理ができない場合で、つくばみらい市が申請者に連絡や通知をしたにも関わらず、つくばみらい市が指定する期日までに解消できない時は、給付金が支給されないことに同意します。

⑨ 給付金支給要件の該当性等を審査等するため、つくばみらい市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑩ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

1 住民税非課税世帯に対する物価高騰支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※必要事項をご記入ください。

2『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』(顔写真ありは1点、顔写真なしは2点)

- ・運転免許証

・健康保険証

・年金手帳

・介護保険証

・パスポート等の写し(コピー)

・マイナンバーカード(表面)

・在留カード 等

3『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

4(「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点がお住いの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

【代理申請を行う場合】

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()